

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	修正前	市の考え方(修正後)	素案修正
1	9	第1章 基本的な考え方	子どもの権利条約 第29条 教育の目的では、「教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。」(日本ユニセフ協会より引用)とされている。読み書きができない人もいる中で、9ページの表現は、あまりにも配慮に欠けていると感じる。障がいのある人や特性をもっている人も、権利を知り行使する方法がある。学習権が大事だという事で記載された文章であることは理解するが、違う表現を使って人権に配慮した文章に訂正をお願いしたい。	第1章6. 大切にしたい視点 視点6 保障する すべての人の 学習権 人は誰もが学ぶ権利を持っています。こどもでも、大人でも、読み書きができないと、暮らしの情報を得ることができないだけでなく、権利を知り、かつ行使することも困難になります。 自らが誇りを持てるように、出身の文化を学べることも、人権教育です。	第1章6. 大切にしたい視点 視点6 保障する すべての人の 学習権 ご意見を踏まえ、 「人は誰もが学ぶ権利を持っています。読み書きを学ぶ機会や適切な支援が十分に届かないことは、生活上の必要な情報を得る妨げとなるだけでなく、自分自身の権利を知り、それを守るための行動を妨げる要因にもなります。 自らが誇りを持てるように、出身の文化を学べることも、人権教育です。」に修正します。	あり
2	15	第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題	下段、課題の欄の1つめ「●特定の年齢層や属性の住民への参加が偏る傾向がみられ」について 「属性の住民」とはどのようなものか。行政的に使う用語とは理解できるが、広く多くの市民が見る素案に、この表現は分かりにくい。 また、「参加が偏る傾向が見られ」という表現は、マイナスイメージに捉える。より幅広い層へアプローチが必要なのは理解できるが、特定の層が参加することも大切だと思われる。	1. (3) 地域での取り組み ①地域に根づいた人権教育・啓発の推進 《課題》1つめ ●特定の年齢層や属性の住民への参加が偏る傾向が見られ、より幅広い層へのアプローチが求められます。	1. (3) 地域での取り組み ①地域に根づいた人権教育・啓発の推進 《課題》1つめ ご意見を踏まえ、 「●現在は、特定の層の参加に止まっている状況にあり、多様な背景を持つ市民が等しく参加できる機会の確保が求められます。」に修正します。	あり
3	15	第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題	「●人権に関する問題意識の低い層への働きかけや無関心層を巻き込むため」について 「問題意識の低い層」「無関心層」とあるが、この表現を使った意図は何か。確かに問題意識が低い人も多いと思うが、日々の生活で関心を寄せる余裕のない人もいる。 この表現は攻撃的・挑発的にも捉えられる可能性があるが、あえてこの表現にしているのか疑問を感じた。	1. (3) 地域での取り組み ①地域に根づいた人権教育・啓発の推進 《課題》3つめ ●人権に関する問題意識が低い層への働きかけや無関心層を巻き込むための新たな手法の検討が必要です。	1. (3) 地域での取り組み ①地域に根づいた人権教育・啓発の推進 《課題》3つめ ご意見を踏まえ、 「●これまで人権啓発のメッセージが十分に届いていなかった層や、従来の活動ではアプローチしきれなかった層を視野に入れた新たな手法の検討が必要です。」に修正します。	あり
4	19	第3章 第3次八尾市人権教育・啓発プランにおける目標等	●目標1について。 SNSやスマホなどの普及によって、情報の拡散が大きく増え人権侵害が深刻化する今、たしかに大事な視点だと思う。国の基本計画にもあるように、私たちが「被害者にも加害者にもならないための責任ある情報発信」ができるよう力をつける必要がある。 めざす姿では「正確かつ魅力的な情報を発信」とあるが、表現があいまいではないか？国の計画に沿った記載が良いのではないかと思う。 また、「幅広い層へのリーチを強化する」とはどういう意味か？もっとわかりやすく表現してほしい。	1. ②目標(めざす姿) 3つめ ●デジタル技術を積極的に活用し、多様な媒体を通じて人権に関する正確かつ魅力的な情報を発信し、幅広い層へのリーチを強化する。	1. ②目標(めざす姿) 3つめ ご意見をふまえ、 「●デジタル技術を積極的に活用し、多様な媒体を通じて人権に関する正確かつ役立つ情報を発信し、若年層から高齢者まで幅広い年齢層への働きかけを強化する」に修正します。	あり
5	25	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「令和6年度人権についての市民意識調査」結果 3行め「ただ、前回調査と比較して(略)6.5ポイント減少しています。」について 何が言いたいのか分からない。減少しているから、少し良くなったと言いたいのか。それとも、減少しているが、依然として高い傾向にあると言いたいのか。 減少しているからどうなのかも、きちんと記載してほしい。	1. 女性の人権 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果 市民意識調査では、女性に関する事で特に問題だと思うこととして、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」が52.1%でもっとも高くなっています。 ただ、前回調査と比較して、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」は6.5ポイント減少しています。	1. 女性の人権 「令和6年度人権についての市民意識調査」結果 ご意見を踏まえ、 「市民意識調査では、女性に関する事で特に問題だと思うこととして、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」が、前回調査と比較して6.5ポイント減少しておりますが、依然として52.1%でもっとも高い傾向にあります。」に修正します。	あり
6	27	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	現状と課題 9行め・10行め「少子化、ひとり親家庭やステップファミリーの多様化、家庭の子育て力・教育力低下、地域社会のつながりの希薄化、経済格差の広がりによるこどもの貧困が深刻な問題となっています。」 この文章だと、ひとり親家庭やステップファミリーが問題の原因になっているように捉えられる。家庭の形が問題ではなく、経済的な格差による貧困・教育格差・虐待である。現在では教育虐待も社会問題になっているように、虐待においては経済状況に関わらず起こりうる問題である。文章の訂正を検討してほしい。	2. こどもの人権 現状と課題 8行め 少子化、ひとり親家庭やステップファミリーの多様化、家庭の子育て力・教育力低下、地域社会のつながりの希薄化、経済格差の広がりによるこどもの貧困が深刻な問題となっています。	2. こどもの人権 現状と課題 8行め ご意見を踏まえ、 「少子化や地域社会のつながりの希薄化により、家庭の状況や経済状況に関わらず、子育てが孤立化しやすい環境にあります。こうした中でこどもの貧困や虐待といった問題が深刻化しています。」に修正します。	あり

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	修正前	市の考え方(修正後)	素案修正
7	29	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	障害者権利条約に関する記述が、「2006(平成18)年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、わが国も2014(平成26)年に締結しました。」に止まっている。 「第二次基本計画」で述べられている「同条約には、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されている」という重要なポイントについて触れられていない。 また、具体的な施策についての記述も「第二次基本計画」に比べて不十分である。改定素案で掲げられる課題や取り組みは焦点が明確でなく、今後のめざすべき方向性もはっきりしていない。具体的な施策を明記すべきだと思う。	4. 障がい者の人権 ●条約・法制度の整備状況 4行め 2006(平成18)年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、わが国も2014(平成26)年に締結しました。	4. 障がい者の人権 ●条約・法制度の整備状況 4行め ご意見を踏まえ、「2006(平成18)年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択され、わが国も2014(平成26)年に締結しました。」の後に、「 <u>同条約には、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されている</u> 」を追記します。  なお、11行め「また、…」以降のご意見については修正せず、「障がい者の人権」という観点から、物理的バリアだけでなく、情報や心のバリアがあることが課題となっており、そうした課題に対し、障害者差別解消法に基づき、「合理的配慮の必要性と具体的な内容の理解」に努めてまいります。	あり
8	31	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	表記が「同和問題(部落差別)」となっているが、国の「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」では、「部落差別(同和問題)」とされている。これは2016年に部落差別解消推進法が制定されたことに関連している。 同法は、日本社会に部落差別が歴然と存在していることを前提に、差別をなくすことが日本政府や日本社会の責務であることが明文化されている。 第3次プランにおいても、表記の仕方を国の計画と統一し、「部落差別(同和問題)」と変更すべきではないか。	5. 同和問題(部落差別)	5. <u>部落差別(同和問題)</u> ご意見を踏まえ、「人権教育・啓発基本計画(第二次)」に記載のとおり、表記を「 <u>部落差別(同和問題)</u> 」に修正します。	あり
9	36	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	改定素案では、多文化共生や理解促進、情報発信の重要性が示されており、外国人市民を含む多様な市民への配慮がうたわれている。 一方で、外国人市民を権利の主体としてどのように制度的に保障するのかという視点がやや弱く、啓発・交流中心の構成となっているように見受けられる。外国人との共生を進めるには、外国人を同じ地域住民として、同じく権利の主体であるといった認識が必要である。そういった認識を広めるためにも、改定素案において位置づけを明確に示してほしい。	6. 外国人の人権 理解を深めるための啓発課題 ・外国人との共生の重要性の認識 外国人を社会の多様な一員として受け入れ、共に社会を形成していくことの重要性を啓発する必要があります。	6. 外国人の人権 理解を深めるための啓発課題 ・外国人との共生の重要性の認識 ご意見を踏まえ、「 <u>国籍や文化の違いに関わらず、共に地域社会を創り、支えあう対等なパートナーとして尊重し合うことの重要性を啓発する必要があります。</u> 」に修正します。	あり
10	39	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	インターネットの匿名性の利点に、表現の自由を保障するとあるが、別にインターネットの匿名性が保障しているものは表現の自由ではない。何をもちて表現の自由としているのか不明。 「表現の自由」を盾にネット上で差別扇動がされている情勢の中で、光の部分としてこの言葉を取り扱うことに違和感がある。 また、今は「平和の少女像」など、権力者が掲載を制限できるネットの仕組みもあるため、本来の意味での表現の自由は奪われている。ネットの匿名性が保障しているのは、普段の日常生活では言えない悩みや不安を打ち明けることができる、その安全性ではないか。	7. インターネット上の人権 理解を深めるための啓発課題 ・匿名性の光と影の認識 インターネットの匿名性は表現の自由を保障する側面がある一方で、無責任な発言や誹謗中傷を助長する負の側面があることを認識する必要があります。 インターネットの匿名性は、表現の自由を保障する側面がある一方で、無責任な発言や誹謗中傷を助長する負の側面から、人権侵害を伴う表現は許容されません。	7. インターネット上の人権 理解を深めるための啓発課題 ・匿名性の光と影の認識 ご意見を踏まえ、「 <u>インターネットの匿名性は、既存の人間関係に縛られない自由な自己表現や多様な価値観の共有を促進する一方で、無責任な発言や誹謗中傷を助長する負の側面があることを認識する必要があり、人権侵害を伴う表現は許容されません。</u> 」に修正します。	あり

番号	頁	該当項目	市民意見の主な内容	修正前	市の考え方(修正後)	素案修正
11	47	第4章 さまざまな人権課題への取り組み	「路上生活者」や、「ホームレスの人々」という表現でお願いしたい	12.(2) ホームレスの人権	12.(2) ホームレスの人々の人権 ご意見を踏まえ、 「ホームレスの人権」の表記を「ホームレスの人々の人権」に修正します。	あり
12	49	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	4行め、「また、子どもは自分の意見を十分に表明できない場合があることや、人権侵害を受けやすい状況におかれることがあります」について 大人と子どもの社会的な力関係において、子どもは人権侵害を受けやすい立場にあり、「子どもが自分の意見を表明できない場合」は常に起こっている。 この文章では、「人権侵害はめったに起こらない」という印象を持つため、訂正してほしい。	1. 学校等での取り組み 3行め また、子どもは自分の意見を十分に表明できない場合があることや、人権侵害を受けやすい状況におかれることがあります。	1. 学校等での取り組み 3行め ご意見を踏まえ、 「子どもは自分の意見を十分に表明できない立場にあり、人権侵害を受けやすい状況に置かれているという事実があります。」に修正します。	あり
13	68	第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	主な取り組みについて P.68では、家庭における人権教育・啓発の取り組みが記載されているが、ほとんど保護者又は養育者向けとなっている。 No.45では、相談窓口の充実が記載されているので、子ども自身が話を聴いてもらえる窓口も追加してほしい。 全体的に、子ども自身が話を聴いてもらえる窓口の記載が少ないと感じた。	(2) 家庭における人権教育・啓発の支援 No.45 子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実 子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。 (例)地域子育て支援拠点事業の実施	(2) 家庭における人権教育・啓発の支援 No.45 子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実 ご意見を踏まえ、 「子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。 (例)地域子育て支援拠点事業、 <u>子ども・子育て総合相談の実施</u> 」と追記します。	あり
14	79	第6章 人権教育・啓発を進めるために	改定素案では、「(一財)八尾市人権協会」が他の市民団体と並列的に紹介され、「連携・支援の対象」として位置づけられているように見受けられる。 一方、第2次プラン(改定版)では、「(一財)八尾市人権協会」は、人権啓発推進委員養成研修等の具体的な取り組み主体として明示されており、市民と行政をつなぐ中核的な実践主体・中間支援組織としての役割が計画上に位置づけられていた。人権教育・啓発の実効性を高めるためには、行政施策の実施だけでなく、地域の現場に根ざした市民主体の取り組みを継続的に担い、当事者の声や地域の課題を施策に反映させる協働の中核となる組織の存在が不可欠である。 第3次プランにおいても、八尾市人権協会を単なる「連携先の一団体」としてではなく、①市民参画の推進、②人材育成、③団体間ネットワークの形成、④施策の進行管理・評価への参画といった役割を担う中間支援・協働の中核組織として、推進体制の中に明確に位置づけることを提案したい。 これにより、計画が掲げる「市民の主体的な役割」と「対等な協働」が、理念に止まらず、実践と評価の両面で具体化されるものと考えている。	第6章1.(4)②各種団体等との連携 13行め (一財)八尾市人権協会は、人権尊重の社会づくりへの貢献を目的に、本市の人権啓発の推進に協力し、さまざまな人権課題の解決に取り組んでいる団体です。	第6章1.(4)②各種団体等との連携 13行め ご意見を踏まえ、 「(一財)八尾市人権協会は、 <u>市民参画の推進、人材育成、団体間ネットワークの形成、施策の進行管理・評価への参画</u> といった役割を担う中間支援・協働の中核となる団体です。」に修正します。	あり